平成 28 年 7 月 20 日

指定団体御中

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会 (一財)日本冷媒・環境保全機構

## 受講資格要件の運用について

業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程(以下、「規程」という)の第 13 条(受講資格) について、以下のとおり運用するよう通知いたします。

今までも、下記の解釈で運用していましたが、規程上下記のような解釈ができないとの指摘があり、現在、規程の改正に向けて準備をしています。

規程の改正までの期間、引き続き下記の解釈で運用していただきますようお願い申し上げます。

## 運用解釈

規程第 13 条第 1 項 (5) 及び第 2 項 (9) に係る知見を有する者について、規程実施細則第 1 項 (3) に係る者は、規程第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する「保守サービスの実務経験」を問わないものとする。

つまり、受講資格の中で、「高圧ガス製造保安責任者(甲種化学又は機械、乙種化学又は機械、丙種化学)かつ業務用冷凍空調機器の製造・品質管理業務に5年以上従事した者」である者は、「保守サービスの実務経験」は不要であるということ。

以上

## 規程

(受講資格)

- 第13条 第一種講習の受講資格は、業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験を有し、下記資格の一つ以上を保有していること。
  - (1) 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) 一種・二種・三種
  - (2) 冷凍空気調和機器施工技能士 一級・二級
  - (3) 冷凍空調技士 一種・二種
  - (4) 冷凍空調施設工事保安管理者 A区分・B区分・C区分
  - (5) その他上記資格者と同等以上の知見を有する者として実施細則で定められた者
  - 2 第二種講習の受講資格は、別途定める業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験を3年以上有すること。又 は、上記実務経験を1年以上有し、かつ、下記の資格の一つ以上を有していること。
  - (1) 冷媒回収推進・技術センター (RRC) が認定した冷媒回収技術者
  - (2) フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者
  - (3) 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) 一種・二種・三種
  - (4) 冷凍空気調和機器施工技能士 一級・二級
  - (5) 冷凍空調技士 一種・二種
  - (6) 冷凍空調施設工事保安管理者 A区分・B区分・C区分
  - (7) 技術士(機械部門·衛生工学部門)
  - (8) 自動車電気装置整備士(ただし、平成 20 年 3 月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年 3 月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)
  - (9) その他上記(3)から(6)の資格者と同等以上の知見を有する者として実施細則で定められた者

## 実施細則

(受講資格)

- 1. 規程第13条第1項(5)に定める「知見を有する者は、冷凍空調機器の構造や冷媒配管の施工・保守メンテナンスに関する知識を持ち、漏えい点検に精通した者であり、主に以下のような者が該当する。
  - (1) 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員(旧)
  - (2) 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者
  - (3) <u>高圧ガス製造保安責任者(甲種化学又は機械、乙種化学又は機械、</u>丙種化学)かつ業務用冷凍空調機器の製造・品質管理業務に5年以上従事した者
  - (4) 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械一種・二種・三種)試験合格者
  - (5) 冷凍空調技士 (一種・二種) 試験合格者
- 2. 規程第13条第1項に定める「実務経験」は、3年以上とする。
- 3. 規程第13条に定める「実務経験」とは、原則として、『冷凍空調設備業』を行っている企業でかつ『高圧ガス販売』事業所において、施工、保守・メンテナンス業務の経験をいう。

ただし、「実務経験」の判断がつかない場合は、規程第11条に定める講習認定委員会にて検討する。

4. 規程第13条第2項(9)で定める者は、本細則第1項を準用する